

# 富山県建築文化賞協議会表彰規程

## (名 称)

第1条 富山県建築文化賞協議会規約第4条により表彰する富山県建築文化賞は、優れた建築作品に与える賞を建築賞とし、優れた技能の業績に与える賞を建築功労賞とし、その他の顕著な業績に与える賞を特別賞とする。

2 建築賞を一般部門と住宅部門に区分する。

## (表彰の対象)

第2条 建築賞は、富山県内における建築作品の設計、意匠、構造、企画において実現されたものを対象とし、都市再開発、団地計画、都市公園等を含む。

2 建築功労賞は富山県内における建築職人技術に関する顕著な業績とする。

3 特別賞は建築賞、建築功労賞以外の顕著な業績とする。

## (被表彰者)

第3条 建築賞は建築主、設計者、施工者とする。

2 建築功労賞は、功労のあった個人とする。

3 特別賞は、功労のあった個人又は団体等とする。

## (表 彰)

第4条 建築賞は部門別に優秀賞及び入選並びに佳作とする。

なお、両部門全体で特別に優秀な作品は富山県知事賞(最優秀賞)とすることができる。

2 富山県建築文化賞の佳作を除く各賞受賞者には表彰状及び副賞を贈呈する。佳作受賞者には表彰状を贈呈する。

## (応募又は推薦)

第5条 建築賞は公募し、応募したものから選定することとし、応募についての手続は、富山県建築文化賞建築賞募集要項による。

2 建築功労賞及び特別賞は、団体及び富山県建築文化賞協議会構成団体の会員から推薦された者から選定することとする。

## (審 査)

第6条 建築賞の審査は本会が委嘱した審査委員において行う。

2 建築功労賞及び特別賞の審査は、役員会において行う。

## 付則

- ・この規程は平成 22 年 7 月 22 日から施行する。
- ・この規程は平成 24 年 7 月 18 日から施行する。
- ・この規程は平成 25 年 6 月 25 日から施行する。
- ・この規程は平成 30 年 7 月 10 日から施行する。
- ・この規程は平成 31 年 1 月 25 日から施行する。
- ・この規定は令和 7 年 6 月 12 日から施行する。